

平成 30 年度社会福祉制度施策に関する課題把握調査参考資料

社会福祉制度・政策等の動向（平成 29 年 4 月～12 月）

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

総務企画部 企画調整・情報提供担当

1 全体

月	制度・施策の動向、関連調査等
5月	<p><国の動向> ○民法改正案が可決、成立 判断能力のない人が結んだ契約を無効にするなど、契約に関するルールを見直した民法改正案が 26 日の参議院本会議で可決、成立。6 月 2 日公布。一部を除き 2020（平成 32）年に施行される。契約ルールが抜本的に見直されるのは 1896（明治 29）年の民法制定後初めてで、認知症高齢者や知的障害者などの判断能力のない人が結んだ契約を無効とすることなど、判例や定着しているルールも明記した。 →6/5 福祉新聞</p>
6月	<p><国の動向> ○消費者契約法改正 3 日施行。高齢者らを狙った悪質商法への対策を強化し、高齢や認知症等で判断力が低下した人が商品を大量に購入させられた場合の契約取り消しに関する新たな規定を盛り込んだ。 →6/3 日本経済新聞（朝刊）</p> <p><県内の動向> ○2016 年の県所管のDV相談、14%減 県は 6 日、県の窓口に寄せられた相談は 4,675 件で、前年度に比べ約 14%減ったことが分かった。ただ、一時保護件数は横ばいで、県警の対応件数は過去最多となっていることから、県は DV の認知度が高まり、「相談」から「通報」にシフトしていると分析。深刻なケースは依然として多いとみて対策を強化していく考え。県配偶者暴力相談支援センターが 2016（平成 28）年度に受けた相談では、被害者本人からの相談は 3,441 件、女性が 9 割以上を占め、30 代、40 代がそれぞれ千件を超えた。暴力の種類（重複あり）では、無視、暴言等の精神的暴力が 3,108 件、生活費を渡さないなどの経済的暴力が 955 件と多い。 →6/7 神奈川新聞</p>
7月	<p><国の動向> ○老老介護世帯、過去最高に 厚生労働省が 27 日に発表した 2016（平成 28）年の国民生活基礎調査によると、同年 6 月時点で 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯は 1,325 万 2 千人となり、過去最多を更新。老老介護の割合は 54.7%で、これも過去最高となった。ともに 75 歳以上の世帯は 30.2%と初めて 3 割を超えた。高齢化が進んだうえに、世代をまたぐ同居が減った結果とみられる。 →7/3 福祉新聞ほか</p>
8月	<p><国の動向> ○平均寿命、男女ともに過去最高 厚生労働省の発表で、2016（平成 28）年の日本人の平均寿命は男性 80.98 歳、女性 87.14 歳。前年度から男性は 0.23 歳、女性は 0.15 歳の伸びで、いずれも過去最高を更新。男女とも香港に次ぐ世界第 2 位だった。厚生労働省の担当者はがん、心疾患、脳血管疾患の三大死因の死亡率低下が寄与していると分析。 →8/7 福祉新聞ほか</p>
9月	<p><国の動向> ○厚労省、地域力強化検討会の最終とりまとめを公表 12 日に厚生労働省が「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終取りまとめを公表。社会福祉法第 106 条の 3 に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらには「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく、今後の政策検討において重要な柱となる。</p> <p>○婦人保護施設、同伴児増で加算拡充 厚生労働省は婦人保護施設に母親と同伴して入所する 18 歳未満の子どもが増えていることを受け、2018（平成 30）年度から同伴児に対応する職員の配置を増やす方針を示した。現在、最大で 3 人配置できる措置加算はあるが、これを 5 人に増やす。2018（平成 30）年度の予算要求に盛り込んだ。しかし、現在もこの加算は十分に活用されておらず、施設側は人員配置基準の抜本的な見直しを求めている。 →9/11 福祉新聞</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>○DV・ストーカー被害者支援に地域差</p> <p>配偶者や恋人からの暴力やストーカーの被害相談が増え続けている。被害者の身の安全を守り、生活再建を後押しする取り組みは広がりつつあるが、行政の対応には地域差がある。本来、DV防止法（配偶者暴力防止・被害者保護法）などに基づき被害女性らの緊急保護を行うのは婦人相談所。1956（昭和31）年制定の売春防止法に基づき、「売春をする恐れのある女子」の更生保護を目的に都道府県に設置されている。併設された一時保護所などに保護された女性は例年6,000人前後で、ほとんど増えていない。全国47か所ある一時保護所の稼働率の格差も大きく、東京都101.8%、京都府74.6%、埼玉県74.2%、岡山県71.7%が上位で、全国平均は35.2%。緊急性などを判断する具体的な基準がなく、都道府県の裁量に任されていることが背景にあるとの指摘もある。厚生労働省は「今年度中に全国規模の実施調査を行い、見直すべき課題を整理したい」とする。</p> <p style="text-align: right;">→9/5 読売新聞</p>
9月	<p><国の動向></p> <p>○ギャンブル依存症、厚労省推計公表</p> <p>生涯でギャンブル依存症が疑われる状態を経験した成人が3.6%と推定され、人口換算で320万人に上ることが29日、厚生労働省の調査で分かった。現在の実態に近い過去1年以内では0.8%（70万人）。調査は国立病院機構久里浜医療センターが今年5～6月に実施。ギャンブル依存症は2016（平成28）年12月に成立したカジノを解禁する統合型リゾート（IR）推進法の議論の中で、課題として浮上。政府は関係閣僚会議を設け、今年8月29日にギャンブル等依存症対策を発表したが、精度の高い推計値の公表が待たれていた。ただ、受け皿となる医療機関などはまだ少ない。厚生労働省は都道府県・指定都市でそれぞれ1カ所以上、専門医療機関を指定し、精神保健福祉センターには専門の相談員を置き取り組みを始めた。来年度からは、全国規模で依存症問題に取り組む自助グループなど民間団体への支援制度を創設する計画。</p> <p style="text-align: right;">→10/9 福祉新聞ほか</p> <p><国・県内の動向></p> <p>○100歳以上が全国で6万7824人、県内で3,737人</p> <p>敬老の日を前にした厚生労働省の調査で分かった。昨年よりも2,132人多く、47年連続の増加。女性が全体の87.9%を占める。</p> <p>県が公表した2017（平成29）年度のまとめによると、県内の100歳以上の高齢者は前年度比160人増の3737人で過去最多。男性495人（8人増）、女性3,242人（152人増）。最高齢はいずれも横浜在住で、女性が116歳、男性が106歳。都道府県別では埼玉、愛知、千葉、大阪に次いで5番目に少なかった。</p> <p style="text-align: right;">→9/16 神奈川新聞</p>
10月	<p><国の動向></p> <p>○改正住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法が施行</p> <p>4月26日に公布された「改正住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法」が25日に施行。民間の空き家・空室を高齢者や障害者、子育て世代など住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅として活用する制度の創設などを盛り込んでいる。また、国土交通省は同日、同日付で施行された「改正住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法」に基づき、高齢者や障害者、子育て世帯など向けに民間の賃貸住宅や空き家などを活用して住居支援する「新住宅セーフティネット制度」の支援法人の募集を開始。</p> <p style="text-align: right;">→9/18、11/6 福祉新聞</p>
11月	<p><国の動向></p> <p>○人件費増で病院経営悪化、損益率マイナス4.2%</p> <p>厚生労働省は、病院や診療所の経営状況を調べた医療経済実態調査の結果をまとめ、中央社会保険医療協議会（厚労省の諮問機関）に報告した。2016（平成28）年度の一般病院1施設あたりの損益率（収入に対する利益・損益の割合）はマイナス4.2%と、前年度より0.5ポイント悪化。医師らの人件費増が要因で、統計を取り始めて以来3番目に大きなマイナス幅となった。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6366号（11月17日）</p> <p><県内の動向></p> <p>○ヘイトスピーチ事前規制、川崎市がガイドライン作成</p> <p>川崎市は9日、市立公園や公民館などの公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインを策定した。市によると、ヘイトスピーチを事前に抑止する施策は全国初。今後は市民や各機関への周知を図り、</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>来年3月末からの施行を予定している。</p> <p>ガイドラインは表現の自由への過度な制約とならないよう配慮しなければならないと明記した上で、公的施設の利用に関して「不当な差別的言動の恐れが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に警告、条件付き許可、不許可、許可取り消しができるとした。</p> <p>不許可と許可取り消しについては、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険が明白な場合に限定。判断の公平性や透明性を担保するため、市が設置する第三者機関に事前に意見を求めるとした。第三者機関は、学識者や弁護士を中心に3人程度の構成になる見込み。市はガイドライン案を6月に公表し、パブリックコメントを実施していた。</p> <p style="text-align: right;">→11/10 神奈川新聞ほか</p>
12月	<p><国の動向></p> <p>○地域共生社会の実現に向けて厚生労働省3局長が通知</p> <p>厚生労働省は12日、かねて提唱してきた「地域共生社会」の実現に向けた通知を都道府県などに送った。今年5月に成立した改正社会福祉法が2018（平成30）年4月1日施行となることを踏まえ、市町村が策定する地域福祉計画のガイドライン（指針）などを盛り込んだ。通知は子ども家庭局、社会・援護局、老健局の局長名による。改正法の趣旨に加え、①包括的な支援体制の整備（第106条の3）、②地域福祉計画の策定（第107条）が市町村の努力義務となったことに伴う指針で構成している。地域福祉計画の策定は現在任意だが、市町村の74%が策定済み。計画の見直し時期は市町村によって異なるため、指針を反映する時期にもバラつきが生まれるものとみられる。</p> <p style="text-align: right;">→12/25 福祉新聞</p> <p>○厚生労働省が「都道府県別生命表」公表</p> <p>13日に公表。全国平均が男性80.77歳、女性87.01歳に対し、男性1位は滋賀県の81.78歳、女性1位は2年連続で長野県の87.67歳。厚生労働省の担当者は「上位の都道府県は糖尿病での死亡割合が低かったり喫煙者が少なかったりといった特徴があり、下位では食塩摂取量の多さや歩行数の少なさなどが見受けられる」と分析。神奈川県は男性が5位で81.32歳、女性が17位で87.24歳。</p> <p style="text-align: right;">→12/14 朝日新聞</p> <p>○政府が2018年度当初予算案を閣議決定</p> <p>診療報酬は、診察料や入院料などにあたる本体部分が0.55%引き上げられる。財源となる税金や保険料、原則1～3割の患者の窓口負担が計約2,400億円増える。薬価は価格改定ルールの本格的な見直しを含めると1.74%のマイナスとなり、診療報酬全体では1.19%の引き下げとなる。2018（平成30）年8月からは70歳以上の窓口負担の月額上限が上がる。年収約370万円未満で住民税が課税されている世帯の人は、外来医療費の自己負担上限が4千円引き上げ。年収約370万円以上の世帯の人は、現役世代と同水準まで上限額が上がる。</p> <p style="text-align: center;">※介護報酬、障害福祉サービス、子ども子育て、生活保護は各項目に分けて記載</p> <p style="text-align: right;">→12/23 朝日新聞</p> <p>○厚生労働省が人口動態統計を公表</p> <p>22日に公表。2017（平成29）年に生まれた赤ちゃんは、現在の形で統計を取り始めた1899（明治32）年以降最少だった前年より約3万6千人少ない94万1千人とみられ、2年続けて100万人を割り込む見通しとなった。死亡数は戦後最多の134万4千人（前年度比3万6千人増）で、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は過去最多の40万3千人（同約7万2千人増）と推測される。少子化がさらに加速し、人口減は一層顕著となった。</p> <p style="text-align: right;">→12/23 神奈川新聞ほか</p> <p>○「地域における公益的な取り組み」の定義見直しへ</p> <p>厚生労働省の社会保障審議会福祉部会が18日に開かれ、社会福祉法人制度改革の実施状況が報告された。福祉基盤課長が地域における公益的な取り組みに関する課長通知を見直す意向を示した。取り組みの要件に柔軟に対応できるよう、「困っている人を支援できるよう、必要に応じて通知の整理を含めて考えたい」と応じた。同日に報告された7月1日時点の実施状況は、回答を得た1万7,417法人のうち社会福祉充実残高があった法人は12%の2025。収益規模を見ると1～5億円が56%を占めた。社会福祉充実計画の内容は、既存施設の建替・整備が最多。次いで新規事業の実施、職員給与・一時金の増額と続いた。会計監査人は403法人が設置しており、設置義務のある法人が322、任意の法人が81だった。</p> <p style="text-align: right;">→12/25 福祉新聞</p>

2 福祉人材関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
6月	<p><県内の動向> ○2025年県内労働力の推移分析 株式会社浜銀総合研究所は2025（平成37）年の県内労働力人口（働く意思のある15歳以上）が2015（平成27）年からの10年間で17万人減少し、約412万人になると発表した。20年後の2035年には48万人減の380万人となり、人口減少や少子高齢化が影響していると見られる。若い労働者が減少し、高齢の労働者が増加する様子もはっきりと現れた格好。 →6/17 神奈川新聞</p>
7月	<p><国の動き> ○介護福祉士養成施設、定員充足率45.7% 今年4月入学の介護福祉士養成施設の定員充足率が前年度と比べて1ポイント減の45.7%であることが7月26日、日本介護福祉士養成施設協会のまとめで分かった。学生定員1万5,891人のうち入学者は7,258人で、離職者訓練制度対象者が1,307人、外国人留学生在が591人に上った。 留学生は昨年の257人から約2倍に。昨年11月の出入国管理・難民認定法の改正により、今年9月から在留資格に介護福祉士が追加されることが背景にある。今年4月1日現在、養成施設の数は373校、397学科。学校数は最も多い時で430校だったが、ここ数年は定員割れの学校・学科が多く、廃止が相次いでいる。 →8/7 福祉新聞</p> <p>○全国共通の介護入門研修創設へ 介護職場の深刻な人材不足を補うため、厚労省は介護の経験がない人を対象とした全国共通の入門研修制度を創設する方針を固めた。一部の自治体では先行して実施しているが、内容にばらつきがあり、統一した制度を求める声が上がっていたことに対応した。同省は社会保障審議会の専門委員会で制度案を示し、2018（平成30）年度の導入を目指す。 →7/10 読売新聞（朝刊）ほか</p>
8月	<p><国の動向> ○EPA介護人材、10年目 EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受け入れは2008（平成20）年度にインドネシアから始まり、2009（平成21）年度からフィリピン、2014（平成26）年度からベトナムの3国と行っている。ここ数年受け入れを希望する日本の施設、求人が増え、2016（平成28）年度の来日人数は671人となった。施設関係者からはEPAの介護人材の奪い合いになっているとの声も漏れてくる。 3国のうち日本の施設から人気なのがベトナム。日本の施設とのマッチング面接の前に、日本語能力試験N3以上を取得していることが条件となっており、面接後に日本語を勉強するほか2国とは枠組が異なるため、ベトナムの求人倍率は2.6倍。 課題は言葉の壁。意思疎通ができないとストレスになる。施設の帰属感が薄く、施設と候補者の温度差があるとの指摘もある。 →8/28 福祉新聞</p> <p>○働く女性、81%に増 厚生労働省が30日に発表した「第15回（2016（平成28）年）21世紀出生時縦断調査」（同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として2000（平成13）年度から実施）の結果で、働く母親の割合が第1回調査（出産半年後）の25%から年々増え、子どもが15歳になった今回は81%に上ったことが分かった。就業状況はパート・アルバイトが49%、常勤25%、自営・その他8%で、合わせると出産1年前の有職率54%を大きく上回った。 →9/11 福祉新聞</p>
9月	<p><国の動向> ○介護福祉士の養成カリキュラム見直し、医療的ケアの拡大は見送り 厚生労働省は9月26日、介護福祉士養成施設のカリキュラムを今年度中に見直し、周知期間を経て2019（平成31）年度から導入する考えを明らかにした。多職種でのチームケアに対応できる介護職内のリーダーを養成することが狙い。介護福祉士が担う医療的ケアを拡大することは見送った。新カリキュラムを反映した国家試験は2022（平成34）年度からとする。 →10/2 福祉新聞</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>○「介護」外国人技能実習生告示 29日、厚生労働省は外国人の技能実習制度に介護を追加することにかかる告示などを示した。11月1日から介護現場での受け入れが始まるが、同日に解釈と留意点を整理した通知やガイドラインなども公表。厚生労働省は新たに実習生の夜勤について介護職員と複数人で行うことを条件に認めることとした。 →10/9 福祉新聞</p> <p>○医療・福祉産業の離職微増 厚生労働省が23日に発表した「2016年雇用動向調査」の結果で、「医療・福祉」産業の離職率がわずかに増えていることが分かった。調査は日本標準産業分類に基づく16大産業の行動力の移動実態を把握するため、全国1万4712事業所（有効回答64%）を対象に行った。「医療・福祉」の入職者数は600人増の103万9700人（15.8%）、離職者が3万2500人増の97万3400人（14.8%）だった。 →9/4 福祉新聞</p>
10月	<p><国の動向> ○社会福祉士養成、地域住民の主体的な生活課題の解決に関わることを養成目標に 厚労省は24日、社会福祉士養成の見直しに関連し、地域住民が主体的に生活課題を解決するよう社会福祉士が関わることを養成目標の一つにする考えを社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会でも明らかにした。2018（平成30）年3月までに養成見直しの方向性をまとめ、2018（平成30）年度中にカリキュラム改正の詳細を固める。周知期間を経て2020（平成32）年度にも養成校で新カリキュラムを導入する。地域共生社会の実現に向け、社会福祉士が住民活動の拠点づくりや立ち上げを支援することを想定。社会福祉法人も巻き込むなど地域の社会資源を総動員する旗振り役として期待を寄せる。 →10/30 福祉新聞</p> <p>○保育士の子の保育所優先入所検討へ 厚生労働省は、保育士が復職を望む場合、子どもを認可保育所などに優先して預けられるよう自治体に配慮を求める通知を内閣府、文部科学省と連名で発出した。資格を持ちながら保育現場で働いていない潜在保育士の職場復帰を促し、保育の受け皿確保につなげる。 →厚生福祉第6361号（10月24日）</p>
11月	<p><国の動向> ○訪問介護の生活援助は資格要件を緩和、新研修創設へ 厚生労働省は11月1日、2018（平成30）年度介護報酬改定に向け、訪問介護の生活援助を中心に行う担い手の資格要件を緩和し、新たに創設する研修の修了者が担えるようにする方針を社会保障審議会介護給付費分科会で示した。人材のすそ野を広げ、より多くの担い手を確保する。限られた人材を有効に活用するため、身体介護は介護福祉士などが担い、生活援助は新研修の修了者が提供できるようにする。介護報酬は身体介護とメリハリをつける意向。 →11/13 福祉新聞</p>
12月	<p><国の動向> ○技能実習生、試験合格なら無期限で介護職として働くことを可能に 政府は介護現場で働く外国人技能実習生が国家資格の介護福祉士に合格すれば、日本で介護職として働き続けられるように在留資格を見直す方針を決めた。深刻な介護人材不足に対応するためとして、12月1日の経済政治諮問会議で表明。政府は介護職員として3年以上働き、介護福祉士資格を取れば無期限で日本で働き続けるようにする方針。最長5年で一旦帰国したあとに在留資格を介護に変えて再入国し、働き続けられる。しかし、実習制度は「途上国への技能移転」を目的に掲げており、制度そのものの立て付けが合わなくなっていると意義を問う声も出ている。 →12/2 朝日新聞ほか</p> <p>○外国人技能実習生の失踪急増 技能実習生として入国し、実習先の企業からいなくなる外国人が急増している。法務省によると、今年6月末までに3,205人で半年間で初めて3千人を突破。年間では初の6千人台になる可能性が高い。実習生が増える中、賃金などがより良い職場を求めて疾走するケースが続出していると見られている。 →12/13 朝日新聞</p>

3 子ども・子育て関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
6月	<p><国の動向></p> <p>○「子育て安心プラン」公表</p> <p>6月2日、政府は認可保育所などに入れない待機児童の解消に向けた新計画として同プランを公表。2018（平成30）年度から約22万人分の保育の受け皿を整備し、遅くとも20年度末までの待機児童解消を目指す。解消時期を17年度末としていた当初目標を3年間先送りした格好。</p> <p>25～44歳の女性の就業率が現在の約70%から80%に上昇しても保育ニーズに対応できるよう、新プランでは2021（平成33）～2022（平成34）年度で計10万人の受け皿を上乗せ、5年間で計役2万人分を整備する。地価の高い都市部に待機児童が集中していることから、保育園の賃借料の補助や大規模マンションでの設置を促進。待機児童の7割を占める1歳、2歳児の受け入れ拡大や預かり保育も促進する。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉6330号（6月9日）</p> <p>○子どもの貧困、7人に1人</p> <p>厚生労働省が27日に発表した「2016年国民生活基礎調査」で、子どもの貧困率（平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合）は2015（平成27）年時点で13.9%（7人に1人）だった。3年おきに調査しており、過去最悪だった前回から2.4ポイント下がった。改善は12年ぶり。厚生労働省は「雇用状況が良くなり、子育て世帯の所得の増加が主な要因」と分析。</p> <p>ただ先進国の中では依然として高めの水準にあり、特にシングルマザーなどひとり親を取り巻く環境は厳しく、引き続き対策が求められる。子どものいる生活保護世帯の7割はひとり親家族のため、支援の底上げを図る方針。</p> <p style="text-align: right;">→6/28 神奈川新聞</p> <p><県内の動向></p> <p>○神奈川県の出産率は前年度比0.3低下の1.36</p> <p>厚生労働省は未婚女性の流入が影響と分析。東京都は横ばいで1.24、埼玉県は0.2低下の1.37、千葉県は0.3低下の1.35。</p> <p style="text-align: right;">→6/3 読売新聞（朝刊）ほか</p> <p>○2016年の県所管の児童虐待相談、最多3,514件</p> <p>県は6日、横浜、川崎、相模原、横須賀を除く県所管5カ所の児童相談所で2016（平成28）年度に受け付けた児童虐待の相談件数が3,514件だったと発表。児童虐待防止法の下で統計を取り始めた2000（平成12）年度以降最多で、5年連続で増加。内容別では、心理的虐待が1,842件（52.4%）、ネグレクトが854件（24.3%）、身体的虐待が786件（22.4%）、性的虐待が32件（0.9%）だった。経路別では警察が1,405件（40.0%）、近隣・知人が597件（17.0%）、家族・親戚が536件（15.3%）と続いた。</p> <p style="text-align: right;">→6/7 神奈川新聞</p> <p>○県営住宅入居促進策、子育て世帯の優遇強化へ</p> <p>県は22日、子どもの貧困対策に向け、子育て世帯の県営住宅入居促進策を拡充させる方針を明らかにした。優先枠の対象を義務教育終了までから高卒または20歳まで引き上げ、ひとり親世帯などに適用している当選優遇制度も拡大する。</p> <p style="text-align: right;">→6/23 神奈川新聞</p>
7月	<p><国の動向></p> <p>○相対的貧困率15.6%</p> <p>全国に占める低所得者の割合を示す「相対的貧困率」が、2015（平成27）年は前回調査した2012（平成24）年より0.5ポイント減の15.6%に改善したことが27日、厚生労働省の国民生活基礎調査で分かった。</p> <p style="text-align: right;">→7/3 福祉新聞</p> <p>○「新しい社会的養育ビジョン」明らかに</p> <p>厚生労働省は31日、新たな社会的養護の在り方に関する検討会（奥村真紀子座長）で、虐待などで親が育てられない子どもを対象にした「新しい社会的養育ビジョン」の案を明らかにした。2011（平成23）年7月にまとめた「社会的養護の課題と将来像」を見直したもので、2020（平成32）年度までに就学前の子どもの新規措置入所を原則停止することや、乳児院の多機能化などが盛り込まれており、検討会は大筋で案を了承した。</p> <p>2016（平成28）年の改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定され、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組や里親委託を進めることを明確にした。新ビジョンでは、里親とチームになって「フォスターリング機関」を強化、里親への委託率を現在の2割程度から7年以内に75%まで引き上げる。特別</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>養子縁組についても現状の2倍に当たる年1,000人の成立を目指すとした。乳児院は、一時的な入所を抑制するよう求める一方、家庭復帰に向けた親子関係の再構築や里親支援など機能転換を求めた。里親や乳児院の名称も変更するとしている。</p> <p style="text-align: right;">→8/7 福祉新聞ほか</p> <p>○ファミリーホームの養育責任者を来年度から里親に限定へ</p> <p>ファミリーホームは現在NPO法人なども設置できるが、養育責任者が交代制だったり、人事異動があったりと、大規模施設の集団生活に近いケースもあると見られており、子どもに家庭に近い環境下で過ごしてもらいたいという質を求める考えから、厚労省が示したもの。定員は5～6人で、2016（平成28）年3月末時点で全国に287カ所あり、1,200人ほどが生活している。</p> <p style="text-align: right;">→8/28 福祉新聞</p> <p><県内の動向></p> <p>○川崎市の貧困世帯は全体の7%、低所得家庭ほど子どもは孤食</p> <p>川崎市は、市内で子どもと若者がいる世帯の生活実態や健康状態を把握する独自の「子ども・若者生活調査」を実施し、分析結果を公表した。国が相対的貧困の指標としている貧困線を下回る世帯は全体の7%、こうした世帯では、文具や教材が買えなかったり、虫歯を治療していなかったりといった事態が高い割合で生じていることが明らかになった。調査は、市が1～3月に子供本人や保護者、施設職員等を対象にアンケートとヒアリング調査を実施。0～23歳の子ども・若者がいる6千世帯を対象に、2,635世帯が回答。可処分所得額が貧困線を下回る世帯は全体の6.9%、ひとり親世帯では42.9%に上った。</p> <p>親が不在で子どもだけで食事をする「孤食」が社会問題化する中、夕食を子どもや若者だけで食べている家庭の割合は低所得であるほど多い傾向にあることも分かった。子ども・若者だけで夕食をとることが「ほぼ毎日」「多い」と回答した回答は9%、可処分所得が245万円未満の世帯（世帯数4人の場合）では18.4%、485万円未満（同）では9.2%、605万円以上が含まれる分類（同）では6.8%だった。子どもの年代で分類した場合でも、245万円未満の世帯の孤食の割合が多い傾向にあり、小中学生は12.5%、高校生になると39.5%と各年代でいずれも一番多かった。背景には、収入が低いために親が仕事を掛け持ちしたり、夜遅くまで仕事をしたりといった事情がある。</p> <p style="text-align: right;">→8/28 朝日新聞（朝刊）ほか</p>
9月	<p><国の動向></p> <p>○待機児童3年連続増</p> <p>厚生労働省が1日に発表した全国の認可保育施設に入れない待機児童数は、4月1日時点で前年比2,528人増の2万6,081人。女性の社会進出のテンポが予想以上に早く、結婚・出産後に働く女性が増えていることに加え、保育所のニーズが集中する都市部で十分な施設を供給できない需要との乖離が広がっているため。認可外保育園の入園や育児休業延長中のカウントを含む待機児童の新定義の適用の影響もあると見られる。政府は新たな「子育て安心プラン」で待機児童の解消を3年先送りしたが、財源確保と同時に原因を見極めた対策が必要となる。</p> <p style="text-align: right;">→9/2 日本経済新聞</p> <p>○子ども・子育て支援新制度、現場と温度差</p> <p>政府は、専業主婦家庭の減少に伴って定員割れの傾向が強まっている幼稚園に、対象の3～5歳児に加えて、待機児童が多い2歳児も預かってもらい、一部の幼稚園が行ってきた夕方までの長時間預かりの拡充なども行い、保育ニーズを減らすことを期し、そのための施設整備費を補助する方針。しかし、2006（平成18）年に導入、2015（平成27）年に待機児童対策として同園の普及を目指す子ども・子育て支援新制度がスタートして以降、認定子ども園になった幼稚園は全体の12%にとどまる。「企業主導型保育所」は昨年度の創設から整備は順調に進んでいる。一定基準を満たせば認可園なみの補助金がもらえ、従業員の福利厚生にもなると参入が相次ぎ、今年3月までに全国871施設（定員2万284人分）が決まった。政府は定員目標を上積みして7万人分を確保する考えで、地域の子どもの受け皿にも期待しているが、地域枠は限定的の傾向も。（神奈川県は2017（平成29）年4月時点で756人（前年度比259人増）</p> <p style="text-align: right;">→9/2 朝日新聞</p> <p>○幼保無償化に消費税収入を充当</p> <p>安倍首相は25日、経済政諮問会議で「人づくり改革」に向けた2兆円規模の新たな政策を年度内に策定すると述べた。3～5歳児の幼稚園・保育所費用と、低所得家庭の0～2歳児の保育所費用を無償化する。大学など高等教育は低所得家庭に限り無償化を実現する。首相は同日の会議で、「人づくり改革」として次の6項目を提示。</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得家庭の子どもに限り、大学など高等教育を無償化 ・3～5歳のすべての幼稚園、保育所児童の費用を無償化。0～2歳児は低所得家庭で保育を無償化 ・保育の受け皿を2020年度末までに32万人整備 ・介護人材の処遇改善 ・学び直しができるリカレント教育 ・高等教育改革 <p style="text-align: right;">→10/2 福祉新聞</p>
10月	<p><国の動向></p> <p>○子どもの貧困、親への養育支援も議論</p> <p>厚生労働省社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が12日に開かれ、子どもの貧困対策や高齢者支援のあり方などについて議論した。現在、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援や居場所の提供を目的として任意事業で行われている「子どもの学習支援事業」では、参加した子どもの高校進学率が改善されるなど、一定の効果をあげている。今後は、親に対する養育支援を含めた世帯支援の実施を求める声や、より効率的な支援のために学校や教育委員会などとの連携強化を図るべきといった意見が出た。</p> <p style="text-align: right;">→10/23 福祉新聞</p>
11月	<p><国の動向></p> <p>○幼保などの経営実態調査結果公表</p> <p>内閣府・文部科学省・厚生労働省は14日、子ども・子育て会議基準検討部会の席上、2016（平成28）年度の幼稚園・保育所・認定こども園の収支状況などをまとめた、本年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の集計結果を公表。これによると、私立保育所（対象1,762施設、平均利用定員92人、平均児童数95人）の平均収支状況は、収入1億1,452万円、支出1億865万円、差額584万円で収支差率5.1%だった。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（対象270施設、平均利用定員数88人、平均在籍児数86人）は収入6,599万円、支出5,581万円、差額449万円で収支差率6.8%。認定こども園（対象1162施設、平均利用定員数151人、平均児童数147人）は収入1億4,585万円、支出1億3,275円、差額1,310万円で収支差率9.0%となった。</p> <p style="text-align: right;">→11/20 日本教育新聞</p> <p><県の動向></p> <p>○子どもの貧困の連鎖、支援職員の9割が認識</p> <p>県は6～7月に県内で子どもの支援や相談に携わるスクールソーシャルワーカーや児童相談所の相談員、市町村の生活福祉担当者、児童養護施設職員、母子生活支援施設職員ら約2千人を対象に「子どもの貧困に関する意識調査」を実施。職員の9割以上が「貧困は世代を超えて連鎖する」と認識していることが県の22日の公表により分かった。複雑な問題の解決には他機関との連携が必要としつつ、児童相談所と学校などの情報共有が図られていないことも判明。深刻な現状に直面しながらも、総合的な対策が不十分である実態が浮かび上がった。県によると、全国で7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下という厳しい環境に置かれている。県内の実態は現時点では把握できていないものの、似たような傾向にあると見られる。</p> <p style="text-align: right;">→11/24 神奈川新聞</p> <p>○相模原市で高校生向けの給付型奨学金</p> <p>相模原市は、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で高校などへの就学が困難な生徒を対象に、新たな給付型奨学金制度を創設する。関係条例案を12月議会に提出するとともに、関係経費を2018年（平成30）度当初予算に計上、同年4月入学の生徒から適用する。奨学金は、高校や高校卒業資格が付与される専修学校などの修学期間における教育費支援が年額10万円、入学する際の準備を支援する入学支度金が2万円の2本立て。3学年で1,000人程度、事業費総額1億円を見込んでいる。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6367号（11月21日）</p>
12月	<p><国の動向></p> <p>○政府が2018年度当初予算案を閣議決定</p> <p>待機児童対策として、保育施設11万人分を増やすのに伴って生じる運営費に、企業や団体から993億円の事業主拠出金を集め、地方分と併せて1152億円をあてる。認可外だが利用する子どもを待機児童に数えない「企業主導型保育所」は定員数を2万人分追加し9万人とする。従業員の子どものみ以外が利用できる</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>る「地域枠」の上限は撤廃。原則3～5歳を預かる幼稚園では、2歳児の一時預かり事業を進める。共働きや一人親家庭の小学生が放課後を過ごす学童保育（放課後児童クラブ）の待機児童対策では、受け入れ枠を2016（平成28）年5月時点の109万人から2018（平成30）年度末に122万人分に増やし、解消を目指す。一人親家庭に支給する児童扶養手当は、2018年8月支給分から満額受け取れる所得制限の基準を引き上げる。子ども一人の家庭の場合、従来は年収130万円までの世帯に支給されたが、それを160万円までに拡大する。満額支給の対象は約15万人増える。妊娠初期から母親の相談を受けて支援につなげる「子育て世代包括支援センター」の設置促進や里親の勧誘・育成、支援を担う体制づくりにも取り組む。子どもの貧困対策として、生活困窮世帯の学習支援策も強化する。</p> <p style="text-align: right;">→12/23 神奈川新聞</p> <p><県の動向></p> <p>○横浜市、幼稚園預かり保育も無償化の制度設計の対象とするよう強く要望</p> <p>政府が掲げる幼児教育・保育の無償化の対象範囲に、横浜市が神経をとがらせている。同市は多様な受け皿を用意するスタイルで2013（平成25）年に待機児童ゼロを達成しており、それらの保育サービスに等しく補助されなければ待機児童の大幅増にもつながりかねない。来夏を目途に先送りされた無償化の詳細な制度設計について、「保育の現場を知る自治体の意見を聞いてほしい」と強く要望している。林文子市長は11月下旬にわたって内閣府や文部科学省、厚生労働省を訪れ、「無償化は望ましいがその制度設計においては保育の現場を知る自治体の意見を聞いてほしい」と緊急要望を行った。全国に先駆けて2000（平成12）年から本格実施した幼稚園の預かり保育についても、無償化の対象に加えるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">→12/5 神奈川新聞</p> <p>○川崎市の待機児童、新基準による集計で前年度比274人増</p> <p>川崎市は10月1日現在の保育所待機児童数が374人だったと発表。厚生労働省が3月末に示した待機児童の新しい定義で初めて集計したところ、前年度比274人増えた。市によると利用申請者は前年度比2,234人増の3万1,527人で過去最高を更新、市の認可保育所や小規模保育園などの利用児童数は1,952人増の2万7,193人で、差し引いた「保留児童数」は4,334人。その内訳は、川崎認定保育園など市の保育施策で対応した児童数1,724人、企業主導型保育で対応した11人、調査時点で復職意思が確認できていない申請者905人、利用可能な保育所・認定保育園があるにも関わらず利用を辞退した申請者1,116人、求職活動を休止している申請者204人となっており、残り374人を待機児童数とした。</p> <p style="text-align: right;">→12/14 神奈川新聞</p> <p>○新定義適用で県内の待機児童倍増の4,411人</p> <p>22日、10月1日時点の県内の待機児童は計4,411人で、前年同期の2倍以上になったと県が発表。今年3月に、厚労省がこれまで待機児童として数えていなかった育児休業中の世帯の子について、保護者に復職の意思がある場合は待機児童に数える新たな定義を提示。今回の集計では、平塚市、鎌倉市、葉山町を除く30市町村が新定義で数えた。横浜市が1,877人で前年同期比1,486人増、川崎市が374人で274人増、相模原市が248人で190人増のほか、増減の大きい市町村としては藤沢市が365人で266人増、大和市が255人で116人増、海老名市が89人で44人増、綾瀬市が36人で37人減など。保留児童数は1万6,147人（同22人減）とほぼ横ばい。内訳は「保護者の私的理由による待機」が最多の4,905人、次いで「自治体単独補助の認可外保育施設」3,601人、「育児休業中」1,718人の順だった。</p> <p style="text-align: right;">→12/23 朝日新聞ほか</p>

4 高齢者福祉・介護保険関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
5月	<p><国の動向></p> <p>○介護保険法等改正法案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）可決、成立</p> <p>26日、参議院本会議で可決、成立。2018（平成30）年8月から、現役並み所得の高齢者の利用者負担額は3割になる。単身340万円以上、世帯収入463万円以上などを想定しており、全利用者の3%、約12万人が該当する見込み。具体的な基準は今後省令で定める。40～64歳の2号保険料の計算には総報酬割を2017（平成29）年8月から段階的に導入し、20年度に全面实施する。また、「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けられる「共生型サービス」を創設。対象サービスは訪問介護、通所介護、ショートステイなど。2017（平成29）年度末に設置期限を迎える介護療養病床</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>の移行先として、医療と生活の場を一体的に提供する「介護医療院」を創設。</p> <p style="text-align: right;">→6/5 福祉新聞ほか</p>
6月	<p><県内の動向> ○県内特養の3割が赤字経営 本会施設部会・老人福祉施設協議会が29日に発表した2015（平成27）年度経営実態調査により、深刻な経営実態が明らかになるとともに、介護職員の給与月額平均は、施設の経営努力により全国より2万円以上高かったことが分かった。地方部の経済的な厳しさ、入所要件の見直しの影響による入所待機者の現象なども浮き彫りとなった。「施設現場の努力だけでは立ち行かない制度施策上の課題が浮き彫りになった」と分析し、介護報酬における人件費割合の見直しの必要性を訴えた。</p> <p style="text-align: right;">→6/30 神奈川新聞</p>
7月	<p><国の動向> ○新オレンジプランにおける中間目標決定 2025（平成37）年度までを対象とする認知症対策の国家戦略（新オレンジプラン）について、政府は5日、20年度までに達成を目指す新たな中間目標を決めた。認知症の診断に関し、地域のかかりつけ医に助言する「認知症サポート医」を1万人、患者や家族が地域で安心して暮らせるよう支援する「認知症サポーター」を1,200万人養成することを目指す。そのほか、新目標として「認知症疾患医療センターを2次医療圏で少なくとも1カ所指定」「認知症カフェを全市町村に開設」も掲げる。</p> <p>65歳以上の認知症高齢者は2012（平成24）年で462万人と推計されており、2025（平成37）年度には約700万人に達することが見込まれている。認知症サポーターは2016（平成28）年度末時点で約883万人に上る。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6338号（7月14日）</p> <p>○無届け有料老人ホーム、7割が病院やケアマネから入居者紹介 法律で義務付けられた届け出を出していない「無届け有料老人ホーム」の約70%は、病院やケアマネから入居者を紹介されていることが厚生労働省の委託調査で分かった。無届け老人ホームは正規の有料老人ホームに比べて料金が安い傾向にあるが、劣悪な環境が問題視されるケースもある。低所得で身寄りもなく、行き場を失った高齢者が頼らざるを得ない一方、チェックが行き届いていない実態が浮き彫りになった。</p> <p style="text-align: right;">→7/10 日本経済新聞</p> <p>○生活保護世帯の過半数を高齢者世帯が占める 勤労世代に比べ余裕があるとされてきた高齢層で、経済的に困窮する世帯が増加している。2008（平成20）年のリーマンショック以降、保護受給世帯は急増しており、2016（平成28）年末には保護を受給する世帯の過半数を高齢者世帯が占めるに至った。保護費の支給水準の維持は困難、高齢者世帯の4分の1が生活困窮世帯とその予備軍とみられる。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6340号（7月25日）</p>
8月	<p><国の動向> ○老健、社保審が在宅復帰・療養強化の方針 厚生労働省は4日、2018（平成30）年度介護報酬の議論を進めている社会保障審議会介護給付費分科会で、老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援の機能を強化する方向性を示した。通所・訪問リハビリテーションにおける活動・傘下に着目した評価も検討する。今年4月の改正介護保険法では、老健の定義に在宅支援が含まれた。委員からは大きな異論はなく、老健における多職種連携の取り組みを評価すべきとの意見が目立った。</p> <p style="text-align: right;">→8/14 福祉新聞</p>
10月	<p><国の動向> ○厚労省、全国の地方ブロック別に介護人材の確保に向けた戦略会議を2018年度に開催 厚生労働省は2018（平成30）年度、全国の地方ブロック別に介護人材の確保に向けた戦略会議を開催する。都道府県の福祉部門担当者や介護保険施設経営者の参加を想定。自治体や事業所が実施しているキャリアアップの取り組みなどの先進事例を紹介する。採用活動や人材育成の参考にしてほしい考えだ。介護のイメージを「きつくてつらい仕事」から「人から感謝される、やりがいのある仕事」に刷新し、人材確保につなげる。会場は全国数カ所を想定。厚労省社会・援護局の福祉人材確保対策室から職員が出向き、</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>国の人材確保の取り組みや支援制度を紹介するほか、来場者同士のフリーディスカッションの実施などを考えている。2025年問題を見据え、厚労省はイメージ刷新に向けてテレビCMなどの広報戦略も計画している。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6360号（10月20日）</p>
12月	<p><国の動向> ○政府が2018年度当初予算案を閣議決定 介護報酬は0.54%引き上げられる。税金や40歳以上が支払う介護保険料、1～2割の利用者の自己負担は計約550億円増える。通所介護で利用者の身体機能が維持・改善した場合や、訪問介護でリハビリ専門職と連携し自立を支援すれば事業者の報酬を手厚くするが、利用者の負担は増える。また掃除など「生活援助」の利用回数は抑制する方針。</p> <p style="text-align: right;">→12/23朝日新聞</p>

5 障害福祉関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
4月	<p><国の動向> ○障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）改正 2017（平成29）年4月施行、公布、一部2018（平成30）年4月1日施行。障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを柱としている。法定雇用率についても、算定基礎に精神障害者を加えるほか、現行の障害者の法定雇用率2.0%を来年4月に2.2%に引き上げ、その後、障害者の就労環境を見つつ、2020（平成32）年度末までに2.3%にする計画。</p> <p style="text-align: right;">→6/5朝日新聞（朝刊）</p> <p><県内の動向> ○「県障害者雇用促進センター」がオープン 2017（平成29）年4月にオープン。地域のハローワークと連携して個別に事業所に伺い、経営層に障害者雇用に関する制度等を説明するだけでなく、従業員にも具体的な障害の特性等を説明する出前講座を行うことで、障害者雇用のスムーズな実現に向けた手伝いする等、中小企業の障害者雇用を応援する。</p> <p style="text-align: right;">→労働かながわ第707号（5月25日）</p>
6月	<p><国の動向> ○65歳以上の障害者の会議保険負担軽減策、5年以上障害福祉サービスの支給決定を受けていることを条件化へ 厚生労働省は26日、障害福祉サービスの利用者が65歳以上になり、介護保険を利用する場合の利用者負担軽減策を同日の社保審障害者部会で示した。65歳に達するまで5年以上所定の障害福祉サービスの支給決定を受けていたことなどが条件。意見募集を経て8月中にも政令として定め、2018（平成30）年4月に施行する。施行時の軽減対象者は最大3万人に上る見込み。</p> <p>現在、障害福祉サービスは9割が利用者負担ゼロで受けられるが、利用者が65歳を超えると介護保険の同等サービス利用に移る優先原則がある。それによって利用者負担が急増し、利用を控える「65歳問題」がかねて指摘されていた。</p> <p style="text-align: right;">→7/3福祉新聞</p>
7月	<p><国の動向> ○障害児の学ぶ場、「完全付き添い」の負担で難しい選択 重い障害がある子どもの学ぶ場は2013（平成25）年以降、本人や保護者が小中学校の通常の学級を望めばその意思が最大限尊重されるようになった。これまで障害が一定程度重い子どもは、原則として特別支援学校に進むことになっていたが、インクルーシブ（包摂的）教育の考えに立って文科省が2013（平成25）年に制度を改正したことによる。全公立小中学校に各1名、支援員が配置されるようにもなった。</p> <p>しかし、一定程度の重い障害があり、小中学校の通常の学級で学んでいる子どもは全国で2,400人とどまり、保護者に課せられる条件「完全付き添い」の負担が大きく、受け入れ態勢は不十分なままであることが背景にある。</p> <p style="text-align: right;">→7/29朝日新聞</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
8月	<p><国の動向></p> <p>○第4次障害者基本計画案議論、しごとサポーター養成や差別解消などがテーマ</p> <p>内閣府の障害者政策委員会は8月7日、2018（平成30）年度からの第4次障害者基本計画の策定に向け、就労支援や障害者差別解消について議論した。本文の案に、職場内で精神・発達障害のある同僚を見守る「しごとサポーター」の養成を進めることを盛り込んだ。厚労省は今秋から都道府県単位で養成講座を開始し、2017（平成29）年度内に2万人を養成する方針。精神障害者の雇用も義務化されることが背景にある。</p> <p>差別解消関連では、権利擁護を推進する観点から、障害者の意思決定支援指針（厚生労働省が今年3月に策定）の普及を図る。成年後見制度も利用を促しつつ、結核条項を見直すとした。司法手続きの関連では、被疑者・被告人となった障害者の意思疎通に配慮するよう、職員を研修する。矯正施設の障害者の社会復帰支援についても施設職員に研修を行う。</p> <p style="text-align: right;">→8/14 福祉新聞</p>
9月	<p><国の動向></p> <p>○厚労省が重度型グループホームの新設を検討</p> <p>厚生労働省は6日、障害者総合支援法に基づくグループホームについて、世話人の配置が手厚い「重度対応型」を新設する考えを2018（平成30）年度の障害報酬改定の論点として障害福祉サービス等報酬改定検討チームに示した。入居者が高齢化・重度化していることに対応するが、障害支援区分や年齢などどのような人が入居するかは今後詰める。一方、軽度者についてはできるだけアパートなどでの一人暮らしを促す観点から、グループホームの報酬を低く設定することも視野に入れており、これについては関連団体の間でも意見が分かれている。世話人の配置は「入居者3人につき1人」を想定。一つの建物で10人×2ユニットの定員20人と別途緊急時用の短期入所1～5人の併設を必置とする方向。</p> <p style="text-align: right;">→9/18 福祉新聞</p> <p>○障害報酬改定、加齢児の受け皿問題に対応するため「入所」移行でも算定へ</p> <p>厚生労働省は22日、障害児入所施設の入所児の地域生活移行を促す障害報酬の加算について、成人の障害者支援施設に移った場合も算定できるようにする考えを明らかにした。現在はGHや自宅に移ることを促しているが、18歳以上のいわゆる加齢児が障害児施設に一定数いることを問題視。加算の算定要件となる移行先を広げる方向で検討する。</p> <p style="text-align: right;">→10/2 福祉新聞</p> <p><県内の動向></p> <p>○県の地域生活移行、重度者中心に進まず</p> <p>障害者が入所施設から街中のグループホームやアパートなどに移る地域移行支援が、重度者を中心に進んでいない県内の実態が4日、県障害者施策審議会で報告された。中軽度の障害がある人の移行は一定程度進んだ一方で、施設入所者の重度化が顕著。国の指針に沿って県が策定した障害福祉計画で掲げる2017（平成29）年度までの移行目標535人に対し、2016（平成28）年度末時点で193人ととどまる。移行した人のうち、障害支援区分1～4の障害者は2014（平成26）年度は全体の64%を占めたが、2016（平成28）年度は41%まで減少。</p> <p>一方、施設入所者のうち障害支援区分5～6の割合は2014（平成26）年度の79%から2016（平成28）年度には85%まで拡大。移行先はグループホームが64%、家庭復帰が32%、公営・一般住宅が2%と、地域の受け皿はグループホームが圧倒的に多いものの、審議会で示された地域課題の実態調査結果では重度障害、医療的ケアに対応可能なグループホームが不足しているという指摘も挙がった。</p> <p style="text-align: right;">→9/5 神奈川新聞</p> <p>○県教育委員会がインクルーシブ教育実践校の指定を強化の方針</p> <p>障害がある高校生の多様な学びの場の確保に向け、県教育委員会は13日、県立高校の受け入れ態勢を強化させる方針を示した。知的障害がある生徒が通常学級で学ぶ「インクルーシブ教育」は、2020（平成32）年度以降に新たに十数校を指定。発達障害などの支援が必要な生徒を対象にした「通級指導」は、来年4月に3校で導入する。共に県立高校改革の一環で、現場のニーズを踏まえて早期対応が必要と判断した。</p> <p style="text-align: right;">→9/14 神奈川新聞</p>
11月	<p><県内の動向></p> <p>○障害者雇用ポータル開設</p> <p>県は、企業などの障害者雇用に役立つ情報を一元的に提供するため、障害者雇用促進センターの専用ポ</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>ータルサイトを開設。県によると、県内の障害者の雇用率（2016（平成28）年6月現在）は1.87%で、全国平均の1.92%を下回っている。同センターが今年度から企業訪問して意見を聞いたところ、「障害者雇用をどう進めたらいいのか」といった声が多数あったといい、情報提供を充実させるためサイトを立ち上げたという。</p> <p style="text-align: right;">→厚生福祉第6366号（11月17日）</p>
12月	<p><国の動向></p> <p>○障害者の雇用数、最多49.5万人</p> <p>厚生労働省は12日、企業で働く障害者の人数が6月1日時点で49万5795人になったと発表した。1年前より4.5%増えて、14年連続で過去最多を更新。来年4月に雇用が義務化される精神障害者の伸びが目立った。雇用率は同0.5ポイント増の1.97%で、こちらも6年連続で過去最高を記録した。</p> <p style="text-align: right;">→12/13朝日新聞ほか</p> <p>○精神障害者を雇用しやすくする特例措置を設置へ</p> <p>厚生労働省は22日の労働政策審議会の分科会において、企業が精神障害者を雇用しやすくする特例措置を来年4月から設けることを決めた。身体障害者や知的障害者に比べ、職場に定着しにくい精神障害者の働き口を確保しやすくする狙い。従業員のうち一定割合以上の障害者の雇用を事業主に義務付ける法定雇用率は現在2.0%。来年4月から身体障害者、知的障害者に加えて精神障害者の雇用も義務付けられることに伴い、2.2%に引き上げられる。法定雇用率は原則として週30時間以上働く障害者は1人、週20時間以上30時間未満働く障害者は0.5人に換算して算出される。来年4月以降は精神障害者に限り、週20時間以上30時間未満でも雇用開始から3年以内か、精神障害者保健福祉手帳を取得して3年以内の人は1人と数えることとし、精神障害者の雇用を促す。5年間の時限措置。</p> <p style="text-align: right;">→12/23朝日新聞</p> <p>○放課後等デイサービス急増、質のばらつきに職員の資格基準</p> <p>児童福祉法で制度化された2012（平成24）年度初めは2,540事業所だったが、今年4月時点には1万613事業所となり、5年間で4倍、約16万人が使用する状況となっている。職員は資格が必須でないため、厚労省は職員の資格に新たな基準を設定。子どもに対する職員は児童指導員や保育士、障害福祉サービスでの勤務経験がある人に限り、管理責任者は障害者や子どもにかかわる分野での3年以上の実務経験という条件を加えた。新しい基準は来年4月から完全実施する方針で、厚生労働省は事業者に対し、それまでに職員の資格基準を満たすよう求めている。</p> <p style="text-align: right;">→12/24朝日新聞</p> <p>○2018年度報酬改定、障害の食事加算継続へ</p> <p>厚生労働省は18日に2018（平成30）年4月予定の医療、介護、障害福祉サービスの報酬改定の改定率を発表。障害福祉で大きな焦点だった食事提供体制加算は18年度以降も継続することが決まった。加算の額や対象者は現行通りとなる見通し。次回改定では食事提供の実態を調査したうえで改めて検討する。</p> <p style="text-align: right;">→12/25福祉新聞ほか</p> <p>○「ともに生きる社会かながわ憲章」県民の8割が知らない</p> <p>28日、県が実施した「県民ニーズ調査」の速報で分かった。無作為に選んだ県内在住の18歳以上の男女3千人にアンケートを送付し、1278人から有効回答を得た。速報によると、検証を「知っている」と回答したのはわずか2.8%にとどまり、「言葉は聞いたことがある」が12.0%。さらに、憲章の精神の集中啓発期間として県が新たに設定した「ともに生きる社会かながわ推進週間」（今年度は7月24～30日）を「知っている」としたのは1.9%だった一方、「知らなかった」は85.5%に上った。黒岩知事は記者団の取材に「そんなにたくさんの人に認知されていないのは残念。憲章の精神の普及を粘り強く続けていく」と述べた。</p> <p style="text-align: right;">→12/29神奈川新聞</p>

6 生活保護・生活困窮関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
6月	<p><国の動向></p> <p>○ホームレス自立支援法、2027年まで再び延長</p> <p>ホームレスの自立に向けた国や自治体の責務などを定めた法律の期限を10年延長する改正ホームレス自立支援法が14日、参議院本会議で全会一致で可決、成立した。2002（平成14）年に議員立法で成立し</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
	<p>た同法は2012年（平成24）にも5年の期限延長が行われ、今年の8月に再び期限を迎える。</p> <p style="text-align: right;">→6/26 福祉新聞</p>
10月	<p><国の動向></p> <p>○生活困窮者支援、種別を越えた連携に期待</p> <p>厚生労働省の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が10月31日に開かれ、生活困窮者自立支援制度における社会福祉法人の役割などを議論した。部会では、社会福祉法人が生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手として、これまで様々な支援に参画してきたことを確認した。そのうえで、2016年の社会福祉法改正で地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定が創設されたことに言及。今後は、多様な地域ニーズに対応していくために、事業種別を越えた連携による創意工夫を凝らした取り組みの実施に一層期待する声が上がった。救護施設や更生施設など保護施設の在り方も議論された。保護施設には、アルコール・薬物依存症やホームレス、矯正施設退所者など、多様な生活課題を抱える人たちのセーフティネットとしての役割を今後も担ってもらう一方、実施機関である福祉事務所などとの関係性をより密なものにすることで、より効果的な支援が行えるよう求めた。</p> <p style="text-align: right;">→11/13 福祉新聞</p>
12月	<p><国の動向></p> <p>○厚生労働省が生活保護制度見直しで無低宿泊所の規制強化等を検討</p> <p>厚生労働省は5日に生活保護制度に関する国と地方の協議を開き、制度見直し案の取りまとめを地方公共団体の代表と行った。見直し案で特に留意すべきとされたのは「生活保護受給者の健康管理」「医療扶助の適正化」「無料低額宿泊所」「生活保護世帯の子どもの大学等進学支援など」「被保護者就労準備支援事業」「ケースワーク業務のあり方」の6項目。無料低額宿泊所については、生活保護受給者を対象にした貧困ビジネスを排除するため、最低基準や指導権限の設定、事前届け出制の採用など、規制強化に向けた方策が盛り込まれた。支援サービスの質を担保するため、「支援付きの共同住居」という新たな枠組みを設ける案も提案された。</p> <p style="text-align: right;">→12/18 福祉新聞</p> <p>○政府が2018年度当初予算案を閣議決定</p> <p>食費や光熱費などを賄う「生活扶助」の基準が5年ぶりに見直され、2018（平成30）年10月から受給額が変わる。見直しはこの月に加え、2019年10月、2020年10月の3回に分けて段階的に実施される。最終的に年間160億円（1.8%）が削減され、来年度予算では15億円減る。ひとり親世帯への「母子加算」も同様の時期に3段階で見直される。現在は地域や子どもの人数に応じた定額制だが、2人親世帯と同水準の生活を送るため生活扶助費の不足分として支給する形にする。平均で約4千円減の月1万7千円となる。すべての子育て世帯が受けられる「児童養育加算」は18年10月、対象が中学生までから高校生まで広がる。一方、3歳未満の加算額は月1万5千円から減額となり、どの年齢も月1万円になる。子どもの大学や専門学校への進学を支援するため、入学時に自宅通いなら10万円、親元を離れるなら30万円の一時金を配る制度を始める。また、大学などに進む場合、親と同居したままでも別世代として扱って保護費が減るこれまでのルールも見直す。家族の数に応じて決まる住宅費は減らさないようにする。2018年の通常国会に関連法の改正案が出され、4月に導入される見通し。</p> <p style="text-align: right;">→12/23 朝日新聞</p>

7 更生保護関係

月	制度・施策の動向、関連調査等
9月	<p><国の動向></p> <p>○ホームレスの巡回ケア、厚生労働省が実施</p> <p>ホームレスの高齢化を踏まえ、厚生労働省は来年度から全国の自治体で保健師や看護師らの医療チームの巡回活動を開始する。生活習慣病の早期発見が狙いで、社会福祉士と連携して生活保護の需給を促し、治療を継続していけるよう支援する。厚生労働省が昨年10月に実施したホームレスの全国実態調査（中間集計）で、平均年齢は61.5歳と調査開始以降初めて60歳を上回った。路上生活の期間は10年以上が34.6%を占め、長期化していることも判明した。ホームレスの人数は東京、大阪に次いで神奈川が3位。</p> <p style="text-align: right;">→9/1 日本経済新聞ほか</p>

月	制度・施策の動向、関連調査等
12月	<p><国の動向></p> <p>○再犯防止推進法に基づく「再犯防止計画」閣議決定</p> <p>政府は15日の閣議で、刑務所出所者らの再犯防止推進計画を決定した。高齢・障害者など「保健医療・福祉サービス利用の促進」関連施策を多数盛り込んだ。必要なサービスの利用につなげるための拠点整備が柱。都道府県・市町村は政府計画を踏まえて地方計画を作る努力義務があるが、法務省によると計画策定の窓口を保健・福祉部局にする自治体が過半数だという。</p> <p style="text-align: right;">→12/25 福祉新聞</p> <p><県内の動向></p> <p>○県が刑務所出所者の再犯防止策を強化へ</p> <p>7日に黒岩知事が考えを明らかにした。今年度中に再犯防止推進計画を策定するとともに、関係機関による連絡会議を整備して逮捕から服役、出所まで切れ目のない支援を構築。定住先確保や職場定着などを支援し、地域社会の一員として更生できる環境整備を目指す。福祉支援が必要な出所者をサポートする地域定着支援センターの体制充実も図る。</p> <p style="text-align: right;">→12/8 神奈川新聞</p>